

南丹市国民健康保険運営協議会

日 時 令和7年12月19日（金） 午後1時30分～3時

会 場 南丹市役所 3号庁舎 2階 第4会議室

出席者

- 被保険者代表 麻田委員、勝山委員
- 保険医及び保険薬剤師代表 竹中委員、高屋委員
- 公益代表 桂委員、榎原委員、田井委員、今井委員
- 被用者保険等保険者を代表する委員 坂井委員
- 事務局
船越市民部長、市民課 森課長、吉田課長補佐、高屋課長補佐兼保険年金係長、
出野主事

欠席者

- 竹原委員（被保険者代表）
- シャウベッカー委員（被保険者代表）
- 秋田委員（保険医又は保険薬剤師代表）
- 辰巳委員（保険医又は保険薬剤師代表）

議事録

1. 開会

【諮問】

市長： 令和8年度の南丹市国民健康保険事業の適切な運営に当たり、その財源である保険税のあり方について委員の皆さんよりご意見を賜りたく、諮問をするものでございます。

諮問させていただきますが、今、非常に国民全体に様々な分野で物価の高騰というのがございます中で、国民健康保険税についても非常に難しい判断、選択をしなければなりません。南丹市では、今、水道料金についても議会にかけており、様々な面で市民への負担がかかる中で、しかし健全な運用をしないとこの制度自体が崩壊してしまうというようなことにもなりますし、そういった意味では、大変皆様方にも難しいご相談をしていただかなければならないと思っておりますがよろしくお願いたします。

会長： 十分審議して、答申させていただきます。よろしくお願いたします。

市長： ありがとうございます。皆さんよろしくお願いたします。

2. 挨拶

会長： 今、市長様の方のお話もありましたように物価も上がっておりますし、いろんな状況が非常に厳しい状況になってくる中で、この保険税の方もどうするか非常に重要な審議になるかと思っておりますので、時間は限られておりますけれども忌憚のないご意見を賜ればと思います。どうぞよろしくお願いたします。

事務局： 規則第7条第1項の規定により会議の議長は会長が行うこととなっております。

<出席状況の報告>

事務局： 本日の欠席通告委員につきましては、竹原委員、シャウベッカー委員、秋田委員、辰巳委員の4名となっております。出席委員は、名簿にあります被保険者代表・保険医又は保険薬剤師代表・公益を代表する委員より1名以上であり、また、出席合計9名で過半数に達しておりますので、規則第7条第2項の規定により本協議会が成立していることをご報告いたします。

<会議録署名人の指名>

3. 議事(1)「令和8年度南丹市国民健康保険税の方向性について」

事務局： 南丹市国民健康保険事業運営の仕組み、南丹市国保の現状、秋の試算結果につきまして、南丹市の保険税を決定する前段をご説明いたします。

国保広域化の運営体制については、平成30年度から国民健康保険の財政運営責任主体等が市町村から都道府県(京都府)へ移行し、京都府が中心的な役割を果たすこととなるという運営のあり方の見直しが図られました。それに伴い、京都府が国保財政の安定的な運営を推進する財政運営責任主体として中心的な役割を担い、市町村は地域住民と密接な関係にあります国民健康保険の資格管理、保険税率の決定、賦課・徴収、保険給付、保険事業等の地域におけるきめ細かい事業を担うこととされております。

国保財政の仕組みについては、前述しました通り財政運営責任主体である京都府は市町村に対し、国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険保険給付費等交付金を交付されるものとされ、京都府は保険給付費等交付金の交付に要する費用等に充てるため、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収する仕組みとなっております。大まかな仕組みの流れとしましては、京都府が各市町村ごとの医療費及び所得水準を考慮し納付金を決定します。決定した納付金を南丹市は京都府へ納めており、納められた納付金を、京都府は保険給付費に必要な費用として交付金という形で全額市町村へ支払う仕組みとなっております。これにより、安定的な財政運営を担っております。

しかしながら、国民健康保険が抱えている構造的な課題である、①年齢構成が高く、1人当たりの医療費水準が高い、②所得水準が低い、③保険料負担が重い点は依然として解消されていない状況です。

保険税率の決定の仕組みについて説明いたします。京都府が府内全体で必要となる保険給付費の推計を行い、納付金算定基礎額を算定します。それを府内の市町村に納付金として按分いたします。市町村に按分された納付金や市町村に交付される公費並びに保険事業等の状況を見込み、各市町村の国保財政の安定的な運営を行うために必要な保険料総額を算出し、標準保険料率を算定いたします。市町村は、京都府から示された標準保険料率を参考に市町村ごとに保険税率を決定しております。

ここまでは保険税率の決定に至る仕組みをお話しさせていただきましたが、次に南丹市国保の状況について説明いたします。まず被保険者数の状況ですが、本年11月末の一般被保険者数は5,669人です。昨年と比較いたしますと311人の減少となっております。医療給付の状況ですが、医療給付費は約1億362万7千円の減。療養費等は約244万9千円の減。高額療養費は2,604万円の減となっております。医療給付費

全体を前年と比較しますと、約1億3,211万8千円が減少しています。南丹市の取り組みとして、健康対策を引き続き実施し医療費抑制に努めて参りたいと思っております。

続きまして京都府から11月末に納付金等の秋の試算結果について報告がありましたので説明いたします。

令和8年度につきましては、京都府に納めます納付金総額は前年と比較しますと減少する見込みです。新たに新設されます子ども・子育て支援金分の納付金が令和8年度より追加されることとなりますが、それに伴い南丹市におきましても、歳出歳入の予算を計上する形となります。

納付金の変動の要因としましては、納付金算定の基礎となります現年度の1人当たり医療費推計値の変更や、保険給付費総額が減少したことによる納付金の減少が大きな要因です。また歳入においても、京都府の財政安定化基金の取り崩しも要因の1つであると考えております。

令和8年度納付金総額は減少しておりますが、京都府歳入の年々減少傾向にある前期高齢者交付金、1人当たりの医療費の見込みが引き続き高い傾向にあること、並びに1人当たりの納付金が前年に引き続き大幅に増加していることを踏まえ、今後の京都府の納付金の動向について注視していく必要があると考えております。

続きまして、秋の試算結果について説明いたします。医療分、支援金分、介護分、令和8年度より追加されます子ども・子育て支援金分を合計しまして、8億6,586万5,083円の納付金総額となっております。新たに追加された子ども・子育て支援金分の納付金は1,614万5,891円となっており、子ども・子育て支援金の均等割につきましては、被保険者等均等割と18歳以上被保険者均等割に分けて賦課される見込みとなっております。

都道府県は、標準的な住民負担の「見える化」や将来的な保険料負担の平準化を図る観点から、標準保険料率を示すとされております。またこの標準保険料率は、各市町村が具体的に目指すべき、参考にするべき値を示すという役割を持っております。

次に、子ども・子育て支援金制度につきまして説明いたします。令和6年6月12日に子ども・子育て支援金制度の創設を含む法律が成立し、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みで、「子ども・子育て支援加速化プラン」に必要な年間3.6兆円のうち、1兆円の財源を確保するために創設されました。令和8年度から、公的医療保険制度の保険者が、従来の医療保険と併せて徴収し国へ納付することになりました。国においては段階的に引き上げを行い、令和8年度は0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円程度の財源を毎年確保していくと示されております。これを財源として、国においては、①児童手当の拡充、②妊婦のための支援給付、③乳児等のための支援給付、④出生後の休業支援給付、⑤育児時短就業給付、⑥国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の減免措置を行うこととされております。

続きまして、子ども・子育て支援金制度にかかる国民健康保険税への影響について説明いたします。現行の保険税では医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3つで保険税が構成されております。令和8年度から4つめの子ども・子育て支援金分を新設し、従来の保険税とあわせて賦課・徴収していくという形となります。また、子ども・子育て支援金の均等割が被保険者均等割額と、18歳以上被保険者均等割額に分かれて賦課されていく見込みとなっております。

続きまして、子ども・子育て支援金に関する試算となります。国の試算では、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、国民健康保険では一世帯当たり平

均月額が 8 年度が 350 円、9 年度が 450 円、10 年度が 600 円程度になるものと試算されております。

ただいま説明しましたように、納付金等の金額は仮算定であることから、令和 8 年 1 月中下旬頃に京都府から本算定として正式に提示された後、再度委員の皆様にご審議いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

事務局： 続きまして、令和 8 年度南丹市国民健康保険事業特別会計予算見込みについて説明いたします。こちらは概算ではありますが、歳出においては、京都府に納める納付金は秋の試算で約 8 億 6,500 万円となる見込みです。それを賄う歳入の保険税ですが、現状の税率での見込み分と滞納分の徴収とを合わせた 5 億 6,200 万円の収入を見込んでいます。歳入合計額と歳出合計額を比較しますと、約 7,500 万円の歳入不足となる見込みです。

次に、基金の状況推移を示しておりますが、基金が令和 7 年度 9 月補正予算時点において、基金積立と基金取り崩しの差し引きで約 1 億 2 千万円を取り崩し、令和 8 年度当初での基金残高を約 1 億円と見込んでおりますが、決算ベースではもう少し取り崩し額が減少すると見込んでいます。令和 8 年度の歳入不足額である 7,500 万円をこの基金から取り崩すことで、令和 8 年度末基金残高は約 3,900 万円程度になると見込んでいます。

令和 8 年度からは子ども・子育て支援金制度が創設され、南丹市国保のみならず各医療保険者は、医療分・支援分・介護分の保険料や税とあわせて、子ども・子育て支援金を被保険者の皆様から徴収いたします。収束の目途が立たない物価高の中で保険税についてご負担をおかけすることになります。以上のことから、現時点での令和 8 年度の保険税の方向性については、現状の保険税率の改正が望ましいと考えますが、1 月中旬以降に示される納付金の結果により再度検討し判断することとします。委員の皆様のご意見賜りますようお願いいたします。

議長： ただいま、事務局より説明のありました「令和 8 年度南丹市国民健康保険税の方向性について」ご質問がありましたらお願いします。

いかがでしょうか。先ほどの説明で、令和 8 年度の予算見込みのところを見ていただくと、歳出の部分を補おうとすると、大体 7,500 万円ぐらいの歳入不足があり、不足分が結構あると。もう 1 つは、基金の残高については経年的に見ても一時期高い時期がありましたが、今どんどんどんどん下がってきている傾向にある中で、来年度は子ども・子育て支援金がさらに増えてくるということで、基金の目減りがさらに一層進んでくる可能性もあるんだというご説明の中で、なかなか現状を維持していくのが難しい状況にはあるのかなということは伺えるんですけども、それを含めて何か皆さんの方からご質問等ございますでしょうか。

委員： 子ども・子育て支援金分というのは結局、歳入歳出予算見込みの中だとどれぐらいを占める予定なんですか。

事務局： 1 度確認だけさせていただきたいのですが、資料 2-1（国民健康保険事業特別会計予算見込み）の保険税の収入の中で子ども・子育て支援金分がどれぐらいかというご質問でよかったですでしょうか。

委員： 支出が増えるんですね。

事務局：　そうですね。納付金でいくらかという話でよかったですか。京都府より納付金額について、秋の試算結果が出ており、子ども・子育て支援金分につきましては、1,614万5,891円を歳出として見込む必要があるということです。

委員：　資料2-1（国民健康保険事業特別会計予算見込み）の歳出のところの保険給付費24億7,100万円というのは、これはどこから出るものなんですかね。この納付金額という、秋の試算結果の保険給付費の24億7,100万円というのはどういう関係にあるんですか。

事務局：　保険給付費の箇所は24億円につきましては、被保険者の皆様が医療にかかれ、医療機関への支払い、もちろん調剤もありますが、そちらに支払いをいたします、請求された金額が24億円、請求される見込みという金額になります。今、子ども・子育て支援金分の納付金という箇所に関して言いますと、歳出の納付金というところになりますので、その金額が京都府に納める金額であり、子ども・子育て支援金分としては先ほど申し上げた、約1,600万円ですというような内容になってきます。

委員：　わかりました。ありがとうございます。

　そうすると、その歳出の部分の納付金というのは減るんですよね。子ども・子育て支援金分を入れても減るってことですね。わかりました。

事務局：　少し小さな字になりますが、歳出の納付金の箇所に令和7年度の金額とどのくらい減額されているかという金額が書いてあります。令和7年度は約9億2,000万円程度の納付金が提示されておりましたが、今回秋の試算の段階では8億6,500万円の提示となっておりますので、昨年度と比較すると約5,400万円程度の減額になっているというのが現時点での状況です。

委員：　歳出の保険給付金は令和7年度よりも増える予定なんですか。

事務局：　こちらについても、実績とこれからの見込みも考慮した上での予算を立てております。令和7年度から8年度では減額しております。

委員：　保険給付金の内の不足分の7,500万円がもっと減れば、基金から崩さなくていいということですね。収入を増やすのは難しい。だから支出を減らしてそのバランスを取るという方向が必要でしょうね。

事務局：　まさにその通りかと思えます。歳入だけに頼るのが交付金も含めて厳しい状況です。保険税ももちろん皆様にご負担をおかけすることになりますので、歳出部分でもう少し圧縮というか減少というのは、会計上ではもちろんこの歳入不足を賄うものであるという風に思います。

事務局：　説明をする中で、少し誤ったことをお伝えしている箇所が1つあり、来年の納付金について、保険給付が極端な話を言いますと、減少すると次年度に計算する際の元の金額が減ることになりますが、少々錯綜してしまいましたが現会計にお

いては、保険給付費の 24 億円というのは、歳入にある普通交付金という金額におおよそ比例しているということになるので、7,500 万円が一挙に減少するののかというところでは、令和 8 年度の会計上ではすぐには減少しないというところを訂正させていただきたいと思います。

委員： 支出が減れば、収入も減るということですか。

事務局： そうです。納付金が医療費全体のものと同様になっているところを少し念頭に置いてお話ししましたが、今年度の予算というように見たときには、納付金が減らない限り歳入不足が減るということはないというところをご理解いただけたらと思います。

委員： 滞納分というのは、どのくらいこれから入ってくる可能性があるのでしょうか。ゼロにはならないかもしれないですけども。

事務局： 滞納分につきましては、令和 8 年度の予算上、約年間 2,000 万円程度の収入が入ってくるという見込みではおります。

委員： そうすると、どちらにしても 14% ぐらいは足りないということなんですね。計算上、おおよそ。歳入不足分を完全に埋めようと思ったら、約 14% 歳入があるか、支出がそれだけ減るか、そういうことになるのでしょうか。

事務局： はい。納付金の面で言いますと、ご指摘の通り滞納繰越分であったり、現年度分の保険税収入が入ってこない、基本的には例年ベースで現年度分も滞納繰越分も保険税収入が入るという見込みでおりますが、歳入の保険税についても、滞納繰越分と現年分を合わせて、見込みより多く入ってきますと、7,500 万円の歳入不足というのはもう少し解消されるような形になります。

議長： 他の委員の方からご質問ありますか。

委員： 他の委員の質問を受けてとても素人的な質問をするんですが、先ほど資料 2-1（国民健康保険事業特別会計予算見込み）の歳出部分で、保険給付費と納付金の話がありました。国保税の徴収の切り口でいくと、子ども・子育て支援金制度に係る分を徴収される。それを納付金として支出されるということでも理解してはいるんですが、子ども・子育て支援金制度に関する施策という説明があったかと思うんですが、これはこの施策にかかる支出というのは、この会計には載っていないという理解でよかったですか。

事務局： はい。ご認識の通りです。

議長： 他の委員の方ご質問ございませんでしょうか。何かありましたらどうぞ。

委員： 本当に素人で申し訳ないです。わからなくて。素朴な疑問ですが、ふるさと納税というのがあると思うんですけど、そういった収入、例えばふるさと納税が増えると収入も増えてくるという、歳入のほうに増えてくるという考え方と違って

は、もう全く違いますかね。そうですね寄付のところでは。

事務局： ふるさと納税ですけれども、寄付金になるのは今回、これ国保の特別会計になるので、会計がまた種別が違いますし、今言っていたいただいたふるさと納税につきましては一般会計の方の歳入になります。

議長： 他に何かございますか。どんなことでも構いませんので。なかなか難しいので、もう素朴な質問でも全然いいかなと思います。

委員： 資料 2-1（国民兼健康保険事業特別会計予算見込み）の歳入のところの繰入金とありますよね。2億8,700万円。これというのはどこからのお金になるのですか。

事務局： 繰入金については、基本的には一般会計からの繰入金という意味なんですけど、法定内の繰入れとなり、総務省の方からこの割合でこういうふうに繰り入れていけると認められているものとなります。そして繰り入れの中でも、保険税に関するものでは、7割・5割・2割等で、本来だと南丹市が収入として得られる税収についても、軽減を受けておられる世帯、低所得者層などの世帯分については、軽減を適用すると財政としては減少しますので、そこを補填するような基盤安定負担金という制度があります。また出産育児一時金などについても、丸々南丹市の方で、市の国保特会の中で見ていくようになってはいますが、法定内で3分の1を繰り入れてよいと決まっていたり、そのあたりのところで繰入金というのがあります。少し1例を挙げましたけれども、法定内での繰り入れをこちらの方では見えています。

委員： これが上限なんですか。いやその一般会計とかから、もう少し不足分を繰り入れたらどうかな。基金がなくなるでしょ。なくなったら結局入れないといけないですよ。保険料率上げるかどっちかなのでこれが上限なのかどうかと思って。

事務局： 率直に申しますと仮の試算になるので、見えてる数字で2億8,700万円と出ていますがとても厳しい財政状況になり、もし一般会計から法定外での繰入れをした場合は、まず交付金のインセンティブの部分が減点になり、得られるはずだったこの特別交付金等の金額が少し目減りしてしまうだとか、もし貸付ということを考えないといけなくなったときには返還の計画を立て、あと納付金についても、もし京都府から借り入れることになると、納付金はその分返還分として上乘せしされるということで、結果的にまた被保険者の方への国保税率の引き上げというような、悪循環になってしまいかねないというところで、今現時点では、この法定内の繰入分の金額で計上しておるところです。

委員： ありがとうございます。

議長： 今までの説明からすると、保険税を上げるという方向が1つあるんだろうと思うんですけども、先ほど市長も言われていたように物価高とか、水道料金の問題とか、いろいろ南丹市では他のこともあるような中で、何とか今年上げない方向で検討していけるとすれば、何かいい案みたいなものがあるようでしたら何かお話していただくと、またそれについて市民の代表の方々にもご意見いただいて、今日はその方向性の中で上げる方向にするのか、それともそうじゃない選択にするの

かというおよその方向性を決めておかないといけないので、そのあたりについて少しご説明、補足があったらお願いしたいと思います。

市民課長： 今のところはこの数字、資料を見ていただく限りでは、皆さんのご意見があったように上げることが望ましいと思われませんが、基金が枯渇すると困る。そういった意見もありましたが、あと1つあまり期待はできませんが、今、秋の試算結果の状況なので、これについては本算定というのが例年、年明け1月中旬頃に出ることになっております。その本算定の納付金の結果を見て最終的には決断していくことに、判断を皆さんにさせていただくことになろうかと思えます。おそらく本算定についても、事務局としては若干上がってくるのではないかと今は見込んでおります。

従いまして改定することとなるのですが、先ほど市長も申しましたように来年度上下水道料金の改定もあり、また正直申しますと令和8年度は選挙の年で骨格予算になっています。そのあたりも含めて最終、本算定の結果を見て事務局でもシミュレーションを行い皆様にもう一度ご提示いたしたいと思えます。それを第3回の運営協議会の方で皆様にご審議いただきたいと今は考えております。

令和8年度の予算見込みについては、先ほど委員の方からもありましたが、なかなか歳出を減らすことは難しく、歳入についても国から交付される交付金も下がる一方で、何ともアンバランスなところで、担当者として言えるところはやはり医療費を抑えていく抑制することと、あと保険事業のインセンティブ。例年同じことになるんですがそのあたりに重点を置いて、何とか支出を抑えていきたいと考えているところなので、今のところはどうでしょうか。部長の方から少し。変わらせていただきます。

市民部長： いつもありがとうございます。今少し補足をいたしますと、これまで皆様からのご意見をいただいた中では、資料2-1（国民健康保険事業特別会計予算見込み）の歳入歳出についてご確認いただく中で、歳入歳出の差の不足分、7,500万円の歳入不足というところを何とか埋められないものかと、色々なご意見をいただいております。先ほど冒頭に市長も申ししておりましたし、会長の方からも心配いただいております水道料金も値上がりする見通しという中で、また物価高もなかなか収束しないというような見込みの中で、何とか据え置けるものなら据え置きたいという風に思っております。ただ課長も申しましたように、来年1月に発表される本算定の結果を受けてからでないか今のところでは何とも申し上げられないところです。

基金残高をご確認いただきますと、こちらが今の現行税率で試算した結果で、期末残高が約4,000万円となっております。そして、これが今現在の補正時点の数値で、決算ベースで考えるともう少し増えてくるのではないかと見込んでおりますので、本算定の結果を受け、この基金残高などを検討していく中で、子ども・子育て支援金という新たな制度の分については、どうしても上乗せになってしまいますので、それ以上の負担を何とか抑えられたらという風には思っておりますが、本算定の結果を受けてというところで今のご理解いただければと思えます。

それから、少しこの場をお借りして皆様にご報告いたしますが、国民健康保険税の構造的な課題のことについて、被保険者に高齢者が多いことから医療費が増加傾向にある一方で、保険税負担能力が弱い方々の加入の割合が高く、保険税の負担率が高いというような構造的な課題を国保の方は抱えております。そういったことから被保険者の皆さんの負担を軽減するように、そして国民健康保険制度が安定的かつ持続的に運営できるようにと、南丹市議会の方からも国に対して意見書を提出す

る準備を現在進めていただいておりますので、皆様にもご報告をいたします。以上です。

議長： 他に特にないでしょうか。今お話いただいたようになかなか状況的には厳しいというところがありますが、まだ納付金の本査定が終わっていないということで1月になれば明確になって、もう少しはっきりした結果を見据えているんじゃないかというお話でしたけれども、今まだちょっとそういう要素がある中で、委員の方々から何かぜひこのことについてご意見ありましたら。何かございましたらこの機会にお願いできたらと思います。いかがでしょうか。

委員： 南丹市国保の現状について、人の減ってる割合は2%ぐらいですね。それで医療費給付の割合はそれに比べるとその3倍くらいは減ってるという計算になりますね。これをただ来年度の終わりになってみないとわからないことでしょうかけれども、そういうふうになって、もしもこの支出の方が減ってきた場合は来年度はどうなるのか。今年の見込みで来年度の事を決めるわけにはいかないでしょうかでもその辺はどうなりますか。

事務局： ご説明いたします。今、現状での医療費の見込みにはなるんですが、今年度の医療費というのが例年に比べて、1人当たりもそうですが、低くなると、こちらの部分というのは、翌年度令和9年度になりますが、京都府から請求されます納付金算定の按分であったりというところに響いてきますので、基本的には南丹市の医療費水準が抑えられると、各市町村に按分される納付金の額は比較的少なくなってきたしております。令和7年度につきましては令和6年度と比較しますと、1人当たりの医療費が比較的抑えられているような形になっておりますので、令和8年度の京都府が算定している納付金は、少し南丹市の方は減ってきているというような形になってます。そういった構造的なところにはなるんですけども。以上になります。

議長： その他の委員のみなさん、何かご意見ございますか。もしありましたら。

委員： 大変、知識が少なくて難しすぎるような議論だと思うんですけど。

事務局： 子ども・子育て支援金ですよ。

委員： それはもう国保からの組み入れで決定で他のところの財源からはできないものなんでしょうか。

事務局： そこにつきましては、少しお待ちください。

委員： 国で決まったことなんですか。

事務局： そうです。平たく言うと国で決まっているというところがもう答えにはなりません。医療保険のところから、なぜ子育て支援の分を費用徴収するのかというところに少し引っかけがあると思います。医療保険から持っていくという訳ではなく、先ほども少し医療と介護と支援はそれぞれに国に納付。医療については京都府下の財政上で運営しますけれども、支援金分は後期高齢に対する支援金として納めますし、介護分は

介護保険分として納めているもの。子ども・子育て支援金についても、国全体で先ほどお伝えしたような施策に使うために、医療保険は基本的には皆さんが加入しているということを前提に、医療保険者に対して徴収をしなさいという風に言われているものになるので、医療から流用しているのではなくて、別々のものとして徴収しております。

委員： ありがとうございます。現実として一般的に生活をするのに、いろんな人に話を聞いてたらやっぱり医療費が高くなって、ちょっとしたことでもすごくたくさん病院に対してお金を払って、薬も高くなって、病院に行かなかつたら市販の薬を買ってその維持をしないとだめなので、これ以上上がったら本当に苦しいような状態になってくるのが現状なんです。そこを何とか毎年毎年こう上がっていくのは、何か辛いなっていう感じに思っています。

事務局： 貴重なご意見ありがとうございます。

議長： ありがとうございました。他に何かございますか。

委員： 保険ではもう去年もそういう風な話が出てまして、市全体で医療費の削減についてはいろいろ広報もしていただいていますし、個人もできるだけかからなくてもいいようにしていかないと、もういつまでもこういう話はしていかないとあかんのかなと。所得については年々、個人の所得も変わってきますでしょうし、実際にどんどん所得が増えるようなことでしたら嬉しいですけど。世間の状況をみたらやはり厳しい経済状況でもありますので、その辺は本当に私たち被保険者にとっては仕方ないなと思いつながら、医療にかかるんだからしょうがないかというようなことで、今言われた細かい医療費の国保会計の算定については、この基金とかそういうこともあるので、来年度またシミュレーションしてということですので、今の時点では何とも言えないんだろうと思うんですけども、私たちも気をつけていかなければならないしできるならば上がらないほうが嬉しいです。

議長： ありがとうございます。その他の委員のみなさん何かございますか。せつかくの機会です。

委員： 少し話題がずれるかもしれないですけど、来年の8月ぐらいか、7月かな。保険の2割負担が3割負担とかになってきますよね。多分。なるかもしれないとか新聞に出てたんですけど多分なると思うんで、そういうことを踏まえて言うと、南丹市の場合においてはかなりプールできるかなという感じがするんですけど、どうでしょうか。来年度ね。今年は。来年の7月30日ぐらいで改正ですか。

事務局： おっしゃっているのは、窓口負担を2割から3割にという審議というのが先週ぐらいに国であったかなというようなところでですけども、今、国の方ではそういった部会の方で後期高齢者の方もそうですし、70歳から74歳の方に関しましてある一定所得未満の方は2割負担になってるところではあるんですけども、そちらの方の2割負担もすべて、委員がおっしゃるように3割負担にしてしまおうというところで、国の方が法律改正の審議に入っているという状況でして、それを踏まえて基本的にその2割だった方がすべて3割になられるというところで、恐らく南丹市で支払う医療費とい

うのは低くなっていくかなというところをおっしゃっていたのかなと思うんですけども。それも踏まえ、その医療費推計に関しては今、京都府が恐らく改正されれば令和9年度にその辺りの推計をすることになります。そうしますと、南丹市の方が負担します納付金というものに関して、もしかしたら減額される可能性はあるかなとは思いますが、それを踏まえて基本的には、診療報酬の改定が2年に1回ありますし、薬剤の方も改定が大幅に見込まれることにもなりますので、なかなか不透明なところではありますが、おっしゃっているところはそういう構造にはなっております。以上です。

委員： どうもありがとうございました。

委員： 毎年、予算とか考えられると思うんですけど、長期スパンで見たときに5年後こういう姿になりたいとか、目標にすべき数字のこの綺麗な並び方っていうのは持ってらっしゃるのでしょうか。

事務局： 今のご質問については基金のというようなことでしょうか。それとも会計上でしょうか。会計につきましては、何億だからちょうどいいというところは非常に難しいのですが、特別会計は被保険者の方から納付いただいた保険税や、あとは国からの公費で基本的なところを賄うことになっていきますので、納付金を納めるのに納付金が今高いからというところで議論が出ているんですけども、令和8年度でいくと、この7,500万円の歳入不足がないという状況が理想的な姿。歳入歳出がイコールゼロというのが理想的な姿ではあるという風にはもちろん認識をしておりますので、5年先なのか何年先なのかそれとももっと近い年で考えるべきなのかというところはありませんが、歳入の不足がゼロであるというところが一番目指すべき姿だという風に考えています。

委員： ありがとうございます。ちなみになんですけど、この特別会計とかがうまくいっている、南丹市に似たような町というのは、ターゲットとか、ここ理想だなみたいなところとかあったりするのでしょうか。

事務局： 実はどこもやはり基金に頼るというか、被保険者の皆様の保険税率を上げることの負担を少しでも緩和する為に、基金を活用して運営しておられるところがほとんどです。今の現状としては特にこの、令和6年7年については、令和5年度に提示された納付金から5,000万円ずつぐらい実は少し上がっています。なのでここを何とか、皆様の保険料に反映させなくていいようにするために基金を投入して、今のこの現状に至っているというところで、どちらの市町村も実は同じような状況でやられてます。そしてこの状況を踏まえて、令和6年7年で税率改正をされている市町村が実はほとんどです。なので、南丹市は令和6年度は据え置きとさせていただきますので、令和7年度は上げましたというところなんです。そして次の令和8年度にどうするかを考えていけないといけないのが現状でして、どこを目指すかというところは実は今としては持っていないというところが正直なところなんです。

委員： なんか予防的なことも予算をつけてされてると思うんですけど、そういうのも全国的に見てうまくいってるような事例とかあれば、そのまま採用して1回チャレンジしてもいいかなと思いますので、何かこう話の内容的にはやっぱり後ろ向きなことがど

うしても多くなりがちだと思うので、何か次の1歩みみたいなものがあれば嬉しいかなと思います。ありがとうございました。

議長： 今ご指摘いただいた点ですね。ぜひ検討していただいて新しい独自の取り組みみたいなものがもしできればいいのかなと思いますが、何かご質問とご意見をお願いします。

委員： もう1点基本的なことを聞きたいんですが、資料2-1（国民兼健康保険事業特別会計予算見込み）で国保税5億6,200万円、歳入の部分。これはいわゆる徴収される額という風にとらまえてるんですけど、ここには子ども・子育て支援金分は入ってるんですか、入ってないんですか。

事務局： ここに入っています。あわせて少しお伝えさせてもらおうと、これは収納率もかかっておりますので100%収納された分ではないという、これだけ収納されるであろうという率がかかっている額になっています。

委員： ありがとうございます。

議長： 他にございますでしょうか。

委員： 最後の資料にある医療費マップについて。これを見ると南丹市が真ん中の辺りで26の市町村の中で10番目ですね。10番目というのは、高い方から10番目、真ん中辺りってことですね。

事務局： 26市町村中の上から数えて10番目です。

委員： 高いほうから数えてね。宇治田原町が一番医療費が低くて、和束町とか京都市が低い黄色ってことですね。これは何か要因のようなものは検討されたことはあるんですか。京都市とか都市部では年齢構成とかがあるんだと思うんですけど。宇治田原町とか和束町とか低いですね。

事務局： 他市町村の状況にもなってきますし、年齢構成だとか人数的なところもあるんですけども、あともう1つ言えるのはやはり医療へのかかり易さというところも1つ要因にはなるのかなと思います。あとは1人当たりというところになりますので、先ほど委員がおっしゃったように、幾ら分母が大きく私達に見えていても割る人数が多ければやはり1人あたりは減りますので、そのあたりの人数的な構成の問題もあるかとは思いますが、以上です。

議長： はい。ありがとうございました。他に、そろそろ時間がなくなってきましたけれども何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。今のお話を聞いていますと、1月の中旬ぐらいにならないと本算定された納付金等があまりはっきりしないという状況で、今日いろんなご意見をいただいたわけなんですけれども、先行きを見るとやっぱり基金の減少等々を考えると、少し上げていかないといけないだろうということにはなるかと思うんですけども、1月の時点で納付金等が確定された時点ですらうしても上げざるを得ないということであればその資料と、もし何とかもう1年我慢

できるということであればそのための工夫の方法があれば、それを提案していただいて次回最終的な答申案を作るということの方向で今日の会議を終わらせていただいたのでよろしいでしょうか。それでは以後の進行を事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。

4. その他

事務局： ありがとうございます。それではお手元にお配りしております次第のその他に移らせていただきたいと思います。ここで委員の皆様から全体を通しまして何かございましたらお受けしたいと思えますけれどもいかがでしょうか。

(意見・質問なし)

そうしましたら特にはないようですので、事務局から次回の運営協議会の日程等についてご連絡いたします。次回の第3回の運営協議会につきましては、年明け1月の21日水曜日になります。時間はいつもと同じようにお昼の1時30分からの開催を予定しております。先ほど会長からもありましたけれども次回は令和8年度の保険税率につきましてお示しさせていただきたいと思えます。本算定を受けての結果を報告させていただきましてご審議いただき、その後、市への答申をお世話になりたいと思っております。日時、会場等についてはまた改めて通知させていただきますので、どうぞ皆様お忙しいと思えますけれどもよろしくお願いいたします。

事務局： 全体をもう一度他にも入れさせていただいて何かございますでしょうか。

(意見・質問なし)

5. 閉会 あいさつ

事務局： 特にはないですか。ありがとうございます。では、それではもうここで終わりたいと思えます。副会長様より一言お願いしたいと思えます。

副会長： 皆さんご苦労さまでございました。私は初めて来たもので段取りも何もわからずに来てますので申し訳なかったと思えます。皆さん本当にご苦労さまでございました。今度の1月21日、また繰り合わせて参加していただきますようお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。それではこれをもちまして本日の協議会を終了させていただきます。皆様、本当にありがとうございました。

終 了